



令和7年8月25日

情報政策課
市民課

第二本庁舎開庁に合わせて 「書かない窓口」と「おくやみコーナー」を開設しました

来庁者の利便性の向上を図るため、第二本庁舎開庁に合わせて、申請書等の記入が省略できる「書かない窓口」と、ご家族を失われたご遺族の手続きをサポートする「おくやみコーナー」を開設しました。

- 1 開設日 令和7年8月12日（火）
- 2 書かない窓口
 - （1）導入部署 市民課、国民年金課、国民健康保険課、子育て支援課など住民サービスを担当する12課室
※今年度中に各支所・行政センターへも順次拡充する予定
 - （2）内 容 転入、転出、転居など、市民のライフイベントに関わる108の手続きで、書かない窓口システムを使用することにより、来庁者は申請書を書かずに手続きすることができるようになります。また、来庁者からの聞き取り等により、必要となる手続きを抽出し、担当窓口を案内します。
- 3 おくやみコーナー
 - （1）場 所 第二本庁舎2階市民課前専用ブース（2室）
 - （2）利用方法 事前予約優先（オンラインまたは電話）1日10組
 - （3）内 容 ご家族を失われたご遺族が必要な手続きを安心して行えるよう、担当窓口のご案内に加え、証書類の返却や簡易な手続き書類の受け付けをワンストップで済ませることができるようになります。